■福岡市「認知症データ活用実証事業」運営業務委託　質問及び回答項目一覧

No	資料名	頁	質　問	回答
1	実施要領	5	実施要領8(1)②では、見積書について「経費の内訳を可能な限り詳細に記載すること」とされています。内訳の記載区分（業務工程別、費目別等）や、人件費の計上方法（単価・人工等の記載の要否）について、指定の様式又は考え方があればご教示ください。	内訳の記載区分（業務工程別、費目別等）や、人件費の計上方法について、指定の様式又は記載方法はありません。 ただし、見積金額の妥当性が確認できるよう、可能な限り詳細な内訳を記載してください。特に、検証協力者数や実施回数等の変動要素がある経費については、「〇〇一式」とするのではなく、単価、数量又は人工数等の積算根拠が分かる形で記載してください。
2	実施要領	6	9(2)⑤に「当日の追加資料等の配付及び使用は認めない」とありますが、二次審査の説明の中で、企画提案書に掲載したモックの画面を実際に操作して示すことは可能でしょうか。	プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行ってください。
3	実施要領	6	第11項の業務委託契約について、契約の性質は、成果物の完成を約する請負契約と、業務の遂行を約する準委任契約のどちらを想定されていますか。	成果物の完成を約する請負契約を想定しております。
4	実施要領	6	実施要領9(2)では、二次審査（プレゼンテーション）当日の追加資料等の配布及び使用は認めないとされています。提案書に記載したモック等の画面を、プレゼンテーションにおいて画面共有により提示することは可能でしょうか。別紙3の項目2に「想定ユースケースに近い体験ができる既存サービスの提供は可能か」とあるため、確認させていただくものです。	No.2の回答を参照してください。
5	仕様書（案）	4	本業務の成果は令和9年度以降の事業内容の検討に活用されるものと理解しています。令和9年度以降の事業（本格実施）の実施主体の選定方法について、現時点で想定されていることがあればご教示ください。	本業務の成果を踏まえ、令和9年度以降に提供する機能の範囲や水準等を整理した上で、市が公募を実施し、受託者を選定することを現時点では想定しています。 ただし、具体的な実施手法、調達方法及び事業内容については、本業務の成果や令和9年度予算の成立状況等を踏まえて決定するため、現時点で確定しているものではありません。
6	仕様書（案）	4	仕様書（案）1.4では履行場所は「市が指定する場所、または受託者からの提案に基づき、市が承認する場所」とされ、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」5では、定められた履行場所以外で個人情報及び情報資産を取り扱う場合は市の書面による承認が必要とされています。受託者の事業所（福岡市外の所在地を含む）を履行場所として提案する場合の承認の手続及び時期についてご教示ください。また、市との協議等をオンラインで実施する場合の取扱いについてもあわせてご教示ください。	オンライン協議を含む履行場所の設定に関しては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」のチェック項目を満たしている限り、承認手続きは速やかに行われますが、具体的な手続や必要書類については、業務内容や個人情報の取扱い方法等を踏まえ、受託者と協議の上で決定します。
7	仕様書（案）	4	1.4の履行場所について、認知症の人・家族への対面の検証に、認知症フレンドリーセンター等の市の施設を利用することは可能でしょうか。	内容や空き状況等を確認の上、調整は可能です。
8	仕様書（案）	7	3.1に「これまでの検討」とありますが、企画検討支援業務を含むこれまでの検討で作成された資料（関係者ヒアリングの結果等）は、本業務の受託者に提供いただける想定でしょうか。提供いただける場合、その範囲と時期をご教示ください。	これまでの検討に係る資料（関係者ヒアリング結果等）については、本業務の遂行に必要なものを対象として、個人情報保護法等に抵触しない範囲において、契約締結後速やかに提供する予定です。
9	仕様書（案）	7	3.1の「これまでの検討」に関する資料のうち、提案検討のため、現時点で提案者が閲覧可能なものがあればご教示ください。	現在、関連事業である「認知症分野における企業イノベーション促進事業業務委託」の公募を実施中です。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyo-suishin/business/202611_in_koubo.html
10	仕様書（案）	7, 11	3.2の検証テーマ①に「参照データ・前処理の水準と回答品質」とありますが、令和8年度中に、参照データを実際に取り込んだ回答品質の試行まで想定されていますか。それとも方式の比較・設計までの想定でしょうか。	方式の比較・設計までの想定です。
11	仕様書（案）	9	仕様書（案）3.4では、本事業で蓄積する相談事例及びケア知見は、認知症コーディネーター（仮称）モデル事業を通じて新たに蓄積されることを基本とされています。同事業で蓄積される情報について、本業務の履行期間中に提供を受けられる時期、頻度及び形式の想定をご教示ください。また、同事業の受託者との協議・調整は、市の指示に基づき行うものと理解してよいか、あわせてご教示ください。	認知症コーディネーター（仮称）モデル事業を通じて得られるデータについては、市の仲介のもと、同事業の受託者と本業務の受託者との協議を経て、記録項目、記録フォーマット及び提供方法を検討することを想定しています。 そのため、本業務の履行期間中におけるデータ提供の時期、頻度及び形式については現時点では未定であり、モデル事業の進捗や蓄積される情報の内容を踏まえ、協議の上で決定します。 また、同事業の受託者との協議・調整については、必要に応じて市が仲介・調整を行いながら進めることを想定しています。
12	仕様書（案）	9	3.4に関連して、認知症コーディネーター（仮称）モデル事業で蓄積される相談事例等の記録について、令和8年度中に本業務の受託者への提供が始まる見込みはありますか。	認知症コーディネーター（仮称）モデル事業で蓄積される相談事例等のデータについては、個人を特定できない形に処理したものを提供する予定です。
13	仕様書（案）	10, 19	4.1の紹介以外に、受託者が有するネットワークや外部の協力者募集サービスを通じて検証協力者を確保する場合、募集サービスの利用は9.5の業務の一部の再委託に当たりますか。	具体的な内容を踏まえて個別に判断します。
14	仕様書（案）	11、19	4.2(3)の利用者検証について、検証協力者の想定人数・回数・実施場所（対面検証の会場）に関する市の想定があれば示していただきたい。また、9.7に関連し、検証協力者への謝金・交通費は見積書に含める必要があるか。	検証に必要な協力者の想定人数・回数・実施場所については、市として指定はありません。本業務の趣旨を踏まえ、検証に必要と考える内容を提案してください。 なお、市及び認知症コーディネーター（仮称）モデル事業の受託者からの検証協力者の紹介については、市内5か所の事業所に配置される認知症コーディネーター（最大5名）、認知症コーディネーターが支援する認知症の人（最大15名）及びその家族、並びに専門職（最大15名）を想定しています。 また、検証協力者への謝金及び交通費は本業務に必要な経費として見積書に計上してください。
15	仕様書（案）	11	4.2(3)の利用者検証について、検証協力者の区分ごとの人数・実施回数に市の想定があればご教示ください。	No.14の回答を参照してください。
16	仕様書（案）	11	仕様書（案）4.2(3)の利用者検証について、検証協力者の想定人数、属性別の構成及び検証の実施回数・期間について、仕様書（案）に定量的な指定が見当たりませんでした。提案の前提とすべき目安があればご教示ください。	No.14の回答を参照してください。
17	仕様書（案）	11	【検証協力者の募集及び同意取得について】（4.2（3）モック等を用いた利用者による検証）認知症の人を含む検証協力者について、想定する属性・人数・検証回数の目安をご教示ください。また、対象者への募集案内、参加同意の取得及び謝礼等について、福岡市にご協力いただける範囲と受託者の担当範囲をご教示ください。	想定する属性は、4.2（3）に記載のとおりです。人数・検証回数についてはNo.14の回答を参照してください。 対象者への募集案内、参加同意の取得及び謝礼等については、本業務の受託者において実施してください。なお、検証協力者の募集のうち、市及び認知症コーディネーター（仮称）モデル事業に関するものについては、市及び同事業の受託者から紹介します。

18	仕様書（案）	11	検証協力者の確保については、市及び認知症コーディネーター（仮称）モデル事業の受託者等からの紹介による方法と、受託者が有するネットワークを活用する方法が示されています。紹介による確保について、想定される協力者の属性・規模及び紹介の手続・時期をご教示ください。あわせて、受託者が履行期間中に検証協力者との関係構築を段階的に進める方法を提案することは可能でしょうか。	紹介による方法の属性・規模については、No.14の回答を参照してください。 紹介の手続については、契約締結後、必要な調整を進めます。 また、受託者が履行期間中に検証協力者との関係構築を段階的に進することについて、市及び認知症コーディネーター（仮称）モデル事業の受託者等からの紹介者については同事業の関係者の協力も得ながら段階的な関係構築になるかと思いますが、その他の検証協力者とのネットワークを持たない場合は、検証協力者が認知症当事者を含むことを踏まえて、関係構築の具体的手法と実現可能性がわかるように記載してください。
19	仕様書（案）	11	【既存サービス等との接続確認について】（4.2（3）モック等を用いた利用者による検証）想定ユースケースに近い既存サービス又は福岡市が保有する関連システムとの連携可能性を検証する場合、接続仕様、検証環境又はAPI・CSV等の資料を提供いただける予定でしょうか。資料提供がない場合は、モック又は画面プロトタイプによる並行検証を前提としてよいでしょうか。	想定ユースケースに近い既存サービスとの連携可能性を検証する場合は、本業務の受託者において、必要に応じて当該サービスの提供者へ接続仕様等を確認してください。 また、福岡市が保有する関連システムとの連携可能性を検証する場合は、その必要性や、セキュリティ・運用上の制約等を踏まえ、接続仕様、関連資料等を可能な範囲で提供しますが、検証環境の提供や実システムとの接続を保証するものではありません。
20	仕様書（案）	12, 14	4.2(4)及び4.6の初期費用及び年間運用費用の整理に当たり、令和9年度以降の想定利用者数や利用件数など、費用試算の前提となる市の想定はありますか。	現時点ではありません。
21	仕様書（案）	12	4.3の「市が保有する文書、計画、地域資源情報等」について、受託者への提供開始時期の見込みをご教示ください。	契約締結後、受託者と協議の上、本業務の遂行に必要なものを整理した上で、可能な限り速やかに、順次準備ができたものから提供します。
22	仕様書（案）	12	【検証用データの提供方法について】（4.3 データ供給フローの設計）本業務で想定する認知症関連データについて、福岡市から匿名化済みのサンプルデータ又は検証用データを提供いただける予定でしょうか。提供がある場合、データ項目、形式、提供時期及び受渡し方法をご教示ください。提供がない場合は、受託者が作成する模擬データを前提として提案すればよいでしょうか。	認知症コーディネーター（仮称）モデル事業で蓄積される相談事例等のデータについては、個人を特定できない形に処理したものを提供します。 その他、市が保有する認知症関連データについては、個人情報保護等を踏まえた上で、必要に応じて匿名化済みのデータ又は検証用データの提供を検討します。ただし、現時点において提供可能なデータ項目、形式、提供時期及び受渡し方法は未定であり、契約締結後に協議の上決定します。 なお、提案に当たっては、市からのデータ提供が限定的となる場合も考慮し、受託者が作成する模擬データを活用した検証手法についても提案可能です。
23	仕様書（案）	12	仕様書（案）4.3の表に、本事業で蓄積を想定するデータの大分類と提供元が示されていますが、契約締結後に市から提供又は開示いただける各データ・資料の具体的な範囲、形式（電子データの有無・ファイル形式等）及び提供の時期・方法についてご教示ください。あわせて、3.3の別紙「想定ユースケース一覧（仮称）」の詳細内容や、これまでの検討資料（事業者ヒアリング結果等）が提供される予定があるかについてもご教示ください。	4.3の表に記載のデータは、原則として電子データで提供する予定です。具体的な提供範囲、ファイル形式及び提供方法については、契約締結後に受託者と協議の上、決定します。提供時期については、契約締結後、順次準備ができたものから提供する予定です。 また、「想定ユースケース一覧（仮称）」の詳細内容については契約締結後に提供する予定です。これまでの検討に係る資料（事業者ヒアリング結果等）についても、個人情報保護法等に抵触しない範囲において、契約締結後から提供する予定です。
24	仕様書（案）	12	仕様書（案）4.3の表では、外部情報（当事者・家族の語りに関するデータベース、外部のケア事例・研究情報等）の提供元について「福岡市（利用許諾の要否を要確認）」とされています。当該外部情報の利用許諾の取得は市において行われる前提で提案を検討してよいか、また、利用許諾が必要な場合の許諾範囲の想定があればご教示ください。	外部情報については、原則として市が利用許諾の取得の要否を確認し、必要な手続を行うことを想定しています。 ただし、提案内容によっては、提案者の保有するネットワークや知見を活用することで、より有用な情報源の活用が期待される場合もあるため、そのような情報がある場合は併せて提案してください。 なお、利用許諾が必要となる場合の具体的な許諾範囲については、活用する情報の内容や提供元との協議結果を踏まえ、個別に整理する予定です。
25	仕様書（案）	13	【個人情報等を扱う検証の範囲について】（4.4 個人情報等の取扱い方針の具体化）本実証において、個人情報又は要配慮個人情報を実データとして取り扱う可能性はありますでしょうか。取り扱う場合、福岡市が想定する安全管理措置、利用場所・環境、事前審査及び福岡市と受託者の役割分担についてご教示ください。	提案内容によっては、モック等を用いた検証において、受託者が検証協力者の同意を得た上で、協力者の属性や相談内容を蓄積し、それらが個人情報または要配慮個人情報に該当する可能性はあります。その場合、受託者は関係法令及び契約書等に定める事項を遵守し、適切な安全管理措置を講じた上で取り扱うものとします。利用場所・環境等については、提案内容や取り扱う情報の内容を踏まえ、契約締結後に個人情報・情報資産の委託先等監督チェックリストをもとに協議の上で整理することを想定しています。
26	仕様書（案）	15	5.3の「情報セキュリティに関する第三者認証（ISMS又はこれと同等以上の認証）を取得していること」は、実施要領5の参加資格には含まれず、受託者として業務を行う際の要件と理解してよいか。また、提案時点で未取得の場合は失格となるか、評価項目４（情報管理体制）の中で評価されるのか。	お見込みのとおり、本業務を受託する事業者が満たすべき要件になります。提案時点で未取得の場合でも失格とはなりませんが、評価の対象項目になります。
27	仕様書（案）	15	5.3の第三者認証について、共同企業体（JV）で参加する場合、構成員のいずれか（個人情報等を取り扱う業務を担う構成員）が取得していれば、要件を満たすと考えてよいか。	構成員のすべてが、ISMS又はこれと同等以上の認証を取得している必要があります。
28	仕様書（案）	15	5.3の第三者認証について、業務の一部を再委託する場合（9.5）、個人情報等を取り扱う業務を担う再委託先が取得していれば、要件を満たすと考えてよいか。	本事業の受託者についても、ISMS又はこれと同等以上の認証を取得している必要があります。
29	仕様書（案）	15	仕様書（案）5.3では、受託者の情報管理体制として「情報セキュリティに関する第三者認証（ISMS又はこれと同等以上の認証）を取得していること」が挙げられています。当該認証については、契約締結後の実施体制として求められるものか、企画提案書における情報管理体制の記載・評価においても確認されるものかをご教示ください。また、「これと同等以上の認証」として想定される認証又は体制の例があればあわせてご教示ください。	No.26の回答を参照してください。 また、「同等以上の認証」の具体的な想定事例はありません。
30	仕様書（案）	18	仕様書（案）9.2では、クラウドサービスを利用する場合はデータ保存場所の明示等が求められています。AIチャットのモック等でクラウドサービス又は生成AIサービスを利用する場合に、データの保存場所（国内・国外の別）や利用サービスの選定に関して市が求める要件又は確認手続があればご教示ください。	AIチャットのモック等でクラウドサービス又は生成AIサービスを利用する場合で、かつ個人情報又は要配慮個人情報を取り扱う場合は、市が定める情報セキュリティ基準その他関係法令等を遵守する必要があります。 詳細な要件については契約締結後に協議の上決定しますが、利用するクラウドサービス又は生成AIサービスについては、データの保存場所（国内・国外の別を含む。）、データの管理方法、適用される法令及び利用規約等を市に明示していただくことを想定しています。 なお、取り扱う情報の内容や利用するサービスの特性によっては、追加の安全管理措置を求める場合があります。
31	仕様書（案）	19	仕様書（案）9.7では、認知症の人等が検証等に参画する場合の謝金及び交通費等の取扱いは市と協議するとされています。当該費用は、見積書において委託料に含めて計上すべきものか、市の別途負担となるものかをご教示ください。	No.14の回答を参照してください。

32	仕様書（案）	19	仕様書（案）9.6では、本業務により作成した成果物の権利の取扱いは契約書の定めによるとされています。最終報告書等の成果物の著作権の帰属について、現時点で想定されている内容をご教示ください。あわせて、市が成果物を令和9年度以降の事業の仕様書作成や公表資料等に活用する場合の二次利用の範囲についても、想定があればご教示ください。	仕様書（案）7に定める最終報告書等の成果物に係る著作権その他一切の権利は、市に帰属します。 また、市は、当該成果物を令和9年度以降の関連事業の検討、仕様書等の作成、庁内外での説明資料の作成その他の行政目的のために利用することを想定しています。 ただし、9.6に記載のとおり、本実証に用いた生成AIのモデル、プロンプトその他受託者が従前から保有する知的財産並びにそれらに対する汎用的な改良（市が提供したデータを用いて作成したものを除く。）については、受託者に帰属します。